



Monthly Note

vol.84

(全労済協会だより)

Think Tank of Mutual aid 相互扶助を実践するシンクタンク

CONTENTS

- 2014年 新年を迎えて
新年のご挨拶 理事長 高木 剛 ————— 1~2
- 第141回臨時理事会(書面)報告 ————— 2
臨時理事会を開催しました。
- 2014年客員研究員の募集のお知らせ ————— 2
2014年4月新任の募集・選考を行います。
- コラム「暮らしの中の社会保険・労働保険⑨」—— 3
今回のテーマは「年金教育による信頼づくりの取組み」を考えます。
- 相互扶助事業(認可特定保険業)商品の紹介 — 4
団体向け保険商品の紹介
- 全労済協会からのお知らせ ————— 4
●当面のスケジュール

2014年 新年を迎えて

理事長 高木 剛

新年 明けましておめでとうございます。

日頃より、全労済協会の諸活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

昨年、全労済協会は公益法人制度改革に基づき、特例民法法人とされたいわゆる旧の財団法人から、一般法人法に基づく「一般財団法人」へ衣替えを行いました。平たく言いますと、民法に基づき各省庁や自治体の監督下にあった社団・財団などの法人が、国の認定(内閣府公益認定等委員会)に基づく公益法人か、準則主義による届出のみで事業を行える一般法人かのどちらかを選択するということを求められ、公益法人に対する様々な制約や規則を検討した結果、全労済協会として事業内容により自由度の高い一般法人を選択したということです。しかし、一般法人を選択したからといって公益事業を行わなくなったわけではありません。一般法人への移行に際しては、国からこれまでの基本財産に相当する原資を用いて公益的な事業を計画的に実施すること(公益目的支出計画)を求められておりますし、全労済協会に求められる勤労者のためのシンクタンクとしての役割は、変わらず、さらに充実させながら着実に遂行してまいり所存です。

また昨年度は、全労済協会の母体のひとつである財団法人全国勤労者福祉振興協会の設立から30年の節目でもありました。昨年4月にはこのことを皆様にご感謝申し上げる機会として、ささやかながら30周年記念謝恩会を開催させていただき、多くの方々にご来場を賜りました。これは旧法人から引き続き行っております全労済協会のもう一つの事業の柱である団体保障制度が、30年以上の長きにわたって労働組合や生協をはじめとした皆様方にご利用いただいているということでもあり、勤労者の地位向上や、勤労者福祉の発展に微力ながらお役に立てていることに、重ねて感謝を申し上げたいと存じます。この団体保障制度も、一般財団法人への衣替えに際して、保険業法に基づく認可特定保険業へ移行することができました。これまでは国の認可はありましたが、根拠法が整備されていない言わば不安定な身分でしたが、これからは法に基づく認可事業として、より発展させることができるものと考えています。現時点で、法人火災共済保険・法人自動車共済保険・自治体提携慶弔共済保険のそれぞれが実績を拡大させつつあり、幸先の良いスタートを切ることができております。認可特定保険業には、平成17年当時の事業内容に限定されるなど一定の制約も課されていますが、今後も契約先団体のニーズにより応えられるよう様々な努力を行い、「相互扶助を実践するシンクタンク」として相互扶助の輪の拡大にも努めたいと存じます。

さて、一昨年末の衆議院選挙ならびに昨年の参議院選挙により、自民党・公明党は安定多数与党として国会において自らの望む政策を実現できる立場となりました。民主党をはじめとした野党がこれに伍して実のある政策協議を行うことを強く望むところですが、実態はそうはなっていないように感じられます。経済はアベノミクスの効果かわかりませんが、一定の回復を見せているようにも思えます。しかし、現状として賃金、特に中小企業



の労働者の賃金への波及までは程遠く、力強く実体経済が回復したとはとても言えない状況です。アベノミクスではインフレによる市場経済の活性化を期待しているようですが、賃金上昇がないインフレはただの物価上昇に過ぎず、市民生活を圧迫するのみです。また今年4月には第1段階として消費税8%への増税を予定し、家計に対する負担は高まるばかりとなります。連合や構成組織の皆様方には、春闘をはじめとした賃金に対する取組を積極的に行い、是非にでも労働分配の上昇につなげていただきたいと切に願います。

TPP交渉もまだ結論が出ておりませんが、グローバル化が進展し、産業構造も大きく変わり、日本社会は大きな変貌を遂げております。そのさなか、東日本大震災の発生により、私たちは自然災害の恐ろしさとともに、あらためて「人と人との絆」、共助の大切さに気付くことに至りました。その絆が今、大きなほころびをみせています。国民生活を下支えしてきた社会保障の枠組みも少子高齢化の急速な進展により動揺し始め、非正規労働者の拡大とともに貧困層が増加するなど、先行き不透明な状況にあります。このような社会状況だからこそ、「人と人との絆」が必要であり、自立を相互に支え合うことが求められています。全労済協会は、今後も人と人との連帯、勤労者の連帯による勤労者福祉の向上と相互扶助の発展のため、シンクタンク事業の一層の充実や、認可特定保険事業の拡大を行い、微力ながら精一杯努力していく所存でございます。関係各所の皆様方には、何かとお世話に相成ることも多いかと存じますが、何卒ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年も皆様のご健勝とご発展、ご多幸を心から祈念し、2014年初頭のご挨拶とさせていただきます。

第141回臨時理事会（書面）報告

第141回理事会について、次の議案に関する提案書を発し、理事の全員から書面にて同意の意思表示を、また監事から書面により異議がない旨の意思表示を得て、2013年12月13日に決議がなされました。

【協議事項】

第1号議案 役員等の辞任に伴う補欠後任候補者選出に関する件

第2号議案 第42回臨時評議員会（書面）への議案上程に関する件

2014年客員研究員募集のお知らせ

研究テーマは「協同組合に関するテーマ」「共済・保険に関するテーマ」

当協会では、協同組合、共済・保険制度を研究している若手研究者に研究活動の機会を提供するとともに、若手研究者の育成を図ることを目的に「客員研究員制度（非常勤）」を実施しています。

2014年は「協同組合」「共済・保険」を研究テーマに客員研究員を募集します。

「協同組合に関するテーマ」では、協同組合の課題や展望を始め、多角的な視点からの協同組合に関する研究を一層充実させることを目的とします。

「共済・保険に関するテーマ」では、保険法・保険業法における契約、保全、支払等の解釈の実証的研究を通じて、共済・保険の抱える諸問題についての研究を深めることを目的とします。

研究成果については、当協会主催の報告会での成果発表や研究報告書の発行等、広く社会に発信します。

1. 研究テーマ

「協同組合に関するテーマ」、
「共済・保険に関するテーマ」

2. 研究内容

- (1) 上記「1」に即した具体的テーマに基づく研究
 - 具体的テーマについては、応募者と面談の上決定します。
 - 当該研究終了時（客員研究員終了時）には論文を執筆する等の形で成果発表を行っていただきます。
- (2) その他当協会の調査研究活動への協力

3. 任期（委嘱期間）

2014年4月～2015年3月
（最長1年の更新あり）

4. 募集期間（応募書類受付期間）

2014年1月20日（月）～2月28日（金）
（応募書類必着）

5. 採用人数

2名程度を予定

※応募資格・方法等については当協会シンクタンクページでご確認ください。

全労済協会シンクタンクサイト http://www.zenrosaikyokai.or.jp/think_tank/

今号は新年号。そこで、希望の持てる社会を展望しつつ、学校における社会保障教育、その中でも地道に取り組まれている小学生への年金教育を考えます。

Q1.なぜ小学生への年金教育が必要なのか。

A1. 国民年金制度は、「老齢、障害または死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止」することを目的としています（国民年金法第1条）。

一方、「国民の共同連帯」のための国民年金保険料の納付率（現年度分）は、自営業者や非正規雇用者、無職者などで構成される第1号被保険者の場合、約60%です（保険料全額免除者は計算対象外）。納付率は2011年度に底を打ったものの、経済的困窮や年金制度への不信等により今も低迷し、低年金・無年金が広がっています。この結果、年金受給年齢層である65～74歳の高齢者の生活保護受給率は、他の年齢階層に比べても、この10年間で急増しています。

これに対して厚労省は、社会保障審議会年金部会に「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」を設置するとともに、政策統括官（社会保障担当）のもとに「社会保障の教育推進に関する検討会」を設け、社会保障教育や徴収体制の強化により、年金保険料納付率の向上などをめざそうとしています。

その中で注目されているのが、若い世代への年金教育の推進です。国民の三大義務（教育、勤労、納税）については、小学校を含む学校教育の中で、納税意識の涵養のための租税教育や、勤労意欲向上のための職場見学等が行われていますが、これらに準ずるものとして社会保障教育が求められています。

Q2.どのような取り組みがされているのですか。

A2. 東京都渋谷区のある小学校の11月の事例を紹介します。東京都社会保険労務士会渋谷支部の小磯優子支部長以下、渋谷支部の社会保険労務士（以下「社労士」）約10名が小学5年生のクラスを訪れました。

この日の年金教室は、学校関係者と社労士とのプライベートな関係の中で、お互いが趣旨に共感して4年余りに始まりました。当日、授業の前に校長から社労士に対して、お礼と次のようなお話がされました。

「子どもたちに社会への自覚を持たせる目的で、本校では専門家の皆さんにご協力いただき、5年生の時に年金教室、6年生の時に租税教室を行っています。これらを通じて、社会保障を担う意識、納税者としての意識を育みたい。今年で年金教室は5年目を迎えますが、毎年、教育技術と教育内容がすばらしくなっています。今回は新たな講師が教えるということですが、大いに期待しています。」

45分授業は当番の子による最初の元気な挨拶から始まり、社労士が手作りの小道具を使って説明を始めます。黒板にはマグネットで留めた数枚の模造紙、サブ講師の社労士の両手には数枚のラミネート加工されたプリント、これらを順番に示しながら説明すると、子どもたちは熱心に耳を傾けます。



3つの年金制度、年金制度への仲間入りの年齢、元気に生きている間ももらえる給付、少子高齢化や国民皆年金の言葉の意味の説明。国民年金ができた時期や、当時と今の保険料の違いに関するクイズに答える子どもたち。人口ピラミッドの推移、世代間の支え合いの大切さと、その推移を分数で示した模造紙の説明。ニコニコ顔のマグネット付ミニパネルをその模造紙に貼り付ける子どもたち。授業の最後はアンケートを記入。支部長名の修了証は後で担任の先生から渡されました。

前述の社会保障審議会の専門委員会の委員を務めた社労士の望月厚子氏は、この授業を傍聴したときの様子を委員会の中で次のように紹介しました。

『授業後に最後のアンケートを見させていたいただいたら「20歳になったら絶対年金保険料を払います」と書いてあるのです。』

Q3.社労士が何故この取り組みをするのですか。

A3. 社労士は労働社会保険諸法令の専門家として、これらの円滑な実施や労働者の福祉の向上に資することなどをめざしています。社労士の業務は社会保険事務を中心に、社会教育や行政協力、個別労使関係紛争の代理、成年後見への関与など幅広く、一部はボランティアとしても展開されています。

全国各県の社会保険労務士会は2011年度には、全国28都道府県の241校（高校196、大学17、中学7、その他21）で合計32,015人の生徒を対象に社会保障教育の「出前授業」を行いました。

前記の渋谷支部の事例では、仕事が終わった平日の夜に社労士がボランティアで集まり、授業に向けた打合せや模擬授業を行い、それぞれが小道具作りを分担し、年金教室当日を迎えました。アンケートでは、ほとんどの子どもが「授業がおもしろかった」と書き、「年金制度のことがよくわかってよかった」「国民年金、厚生年金、共済年金のことをもっと知りたい」と書く子どももいました。

今回紹介した取り組み以外にも、東京都内では支部を超えて社労士有志が集まった「社会保障教育研究会」が、寸劇も交えた年金授業を小学生向けにボランティアで行っています。寸劇では、登場人物の30年後、60年後を描く場面があり、125歳のお年寄りが「年金をもらっています」と苦しそうな息遣いで話す場面が一番受けるとのことでした。

日本の将来を担う子どもたちへの教育の大切さを痛感した一日でした。

（特定社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌）

相互扶助事業（認可特定保険業）商品の紹介

当協会では、相互扶助事業として団体向け保険商品「法人火災共済保険」を取り扱っています。

【法人火災共済保険】

労働組合や労働金庫、生活協同組合、中小企業勤労者福祉サービスセンターなど、勤労者で組織する団体が所有する建物・動産が火災などの被害を受けた場合にその損害をカバーする保障制度です。

保険契約の期間は1年契約のほか、2年契約、3年契約の長期契約も可能です。長期契約の場合は、長期契約割引が適用されます。



【保険料の実例】

物件所在地：東京 主要構造：鉄筋コンクリート造（構造級：A 級）

建物保険金額：1 億 2,000 万円 保険期間：1 年

消火設備割引：なし

年間保険料：26,400 円

各団体の保険状況等を再度確認いただき、当協会制度での試算（見積もり）やパンフレットのお取り寄せ等、お気軽にお問い合わせください。

【お支払の実例紹介】

先般猛威をふるった台風 26 号により、多くの契約団体様が被災され、保険金（共済金）をお支払いいたしました。

この台風によって、どのような被害が発生し、どれくらいの保険金のお支払となったか、一例をご紹介します。

被災県：神奈川県 原因：風災

被害状況：台風による暴風雨により、事務所の屋根や窓ガラスが破損し、そこから暴風雨が吹き込んだことにより、建物内部も冠水。屋根や窓ガラスの破損被害のほか、室内の天井、壁、床などにも大きな汚損被害を及ぼした。



ご契約内容：建物 1 億 8,000 万円 動産 9,000 万円

年間保険料：90,000 円（主要構造：鉄骨（耐火被覆）造（構造級：B1）3 年契約）

損害額（見積書より）：建物被害 1,638,000 円 動産被害 110,313 円 合計 1,748,313 円

残存物の取片付けに係る費用 176,400 円

合計損害額：1,924,713 円

保険金のお支払（風災等保険金）：1,749,000 円 残存物取片付費用：164,000 円

（加入基準の 70% 以上の契約により実損害額を基準に保障）

合計支払保険金：1,913,000 円

残存物の取片付け費用については、一定の限度があることから全額とはならなかったものの、損害額の 100% 近い形でお支払いをさせていただくことができました。

これから冬本番を迎えるにあたり、統計的にも事故が多く発生する時期となります。今一度、皆様の事務所の保険契約の内容について、ご確認いただくことをお勧めします。

全労済協会からのお知らせ・・・・・・・・・・

全労済協会当面のスケジュール

日 時	内 容	主な議題など
2 月 19 日（水）	全労済協会 中間監査	
2 月 24 日（月）	第 142 回理事会	上半期業務報告・中間決算報告承認に関する件、2014 年度事業計画（素案）他

Monthly Note（全労済協会だより）vol.84 2014 年 1 月

発行：**全労済協会**
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人：高木剛 編集責任者：安久津正幸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5 階
TEL. 03-5333-5126（代表） FAX. 03-5351-0421
《ホームページ》 <http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>